

竹原市総務文教委員会

令和4年12月15日開会

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 議案第52号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更について
- 2 議案第53号 広島県市町総合事務組合理約の変更について
- 3 議案第54号 財産の無償貸付けについて
- 4 議案第55号 財産の無償貸付けについて
- 5 議案第57号 竹原市個人情報保護に関する法律施行条例案
- 6 議案第58号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 7 議案第59号 竹原市職員の降給に関する条例案
- 8 議案第60号 竹原市職員の高齢者部分休業に関する条例案
- 9 議案第61号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第62号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第63号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第67号 竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第68号 竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 14 議案第69号 令和4年度竹原市一般会計補正予算（第6号）
- 15 議案第71号 令和4年度竹原市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 16 議案第72号 令和4年度竹原市水道事業会計補正予算（第1号）
- 17 陳受第4-22号 竹原市立学校適正配置計画（案）について

(その他)

- 1 閉会中の継続審査の申出について

(令和4年12月15日)

出席委員

氏 名	出 欠
川 本 円	出 席
山 元 経 穂	出 席
平 井 明 道	出 席
堀 越 賢 二	出 席
大 川 弘 雄	出 席
道 法 知 江	出 席
松 本 進	出 席

委員外議員出席者

氏 名
宇 野 武 則
今 田 佳 男
下 垣 内 和 春
蕎 麦 田 俊 夫

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局主任主事 置名拓真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏
観光まちづくり担当部長	國 川 昭 治
公 営 企 業 部 長	梶 村 隆 穂
総 務 課 長	岡 元 紀 行
資 産 活 用 担 当 課 長	井 上 顕 良
財 政 課 長	向 井 直 毅
下 水 道 課 長	藤 本 嗣 正
水 道 課 長	品 部 義 朗

午前9時54分 開会

委員長（川本 円君） おはようございます。

本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、議案提出課からの説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑再開もしくは質疑を終結し、討論、表決と考えております。

なお、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようによろしく申し上げます。

以上の進行方法により会議を進めてまいりたいと思いますので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第4回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載しているとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第4回定例会へ提案させていただいております議案のうち、議案第52号の外15議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重な御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（川本 円君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の順序につきましては、付託議案審査順序表のとおり行ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 御異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったままで行って結構でございます。

まず、議案第54号財産の無償貸付けについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） おはようございます。

それでは、議案第54号財産の無償貸付けについて御説明させていただきます。

庁舎移転事業を推進するため、竹原商工会議所事務所をたけはら合同ビルから移転することに伴い、創建ホーム株式会社から市へ寄附される竹原市中央3丁目1534番地21所在の本社建物、及び竹原市中央3丁目1534番127の駐車場敷地を令和5年1月1日から令和9年12月31日までの5年間、同所の事務所及び駐車場として無償で貸し付けることについて議会の議決を求めるものです。

議案参考資料の18ページのほうに、今回の貸付けを行おうとする土地の図面をつけております。図面の上段、貸付建物とありますのが現在の創建ホーム本社の建物の位置でございます。貸付地となっておりますところが、現在創建ホームさんが使用されている駐車場でございます。これらを創建ホームさんから市のほうへ寄附いただき、これを商工会議所の移転先として無償貸付けを行おうとしているところでございます。

以上です。

委員長（川本 円君） すみません、傍聴許可申請が忠海長浜の神島様より出ております。これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） では、許可いたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

よろしいですか。

松本委員。

委員（松本 進君） それでは、議案第54号の分で、今財産の貸付けの資料がありました。率直に聞きたいのは寄附を受ける土地、建物、物件の評価額といたしますか、これは率直に聞いて幾らぐらいになるのかなというのと、実際にいつ寄附を受けるのかなということとをまず最初にお聞かせいただきたい。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 創建ホームさんの現在の土地、建物につきましての試算でございますが、おおよそ1.35億円程度というふうに試算しております。

以上です。

委員長（川本 円君） 担当課長、評価額といつからと聞かれたのですけど。

どうぞ。

資産活用担当課長（井上顕良君） 評価額は今言ったとおりでございます。寄附の申込みは、現在寄附申込みを受けており、創建ホームさんが年内で仮移転されることとなりますので、それをもって受領することとしております。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私が聞いたのはざっくりとではなくて、ここに資料が出ているわけですから、建物と土地というのが出ているわけですからざっくり1.35億円という言い方ではなくて、土地の評価はそれぞれ幾らなのか、建物の評価は幾らなのか、建物はいつ建築されて、特に耐震設計はあると思うのですけれども、そこらはどうなのかということも含んで、ついでに再質問としたいと思います。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 寄附を受けます建物につきましてですが、昭和59年に確認申請を取りまして、昭和60年に完了検査を受けている新耐震建築物でございます。これにつきましては、耐震性等確保されているものとして健全な建物と判断しております。

評価額の割り振りですが、土地、建物のほうが1.1億円、駐車場の土地の部分が0.25億円というふうに判断しております。

以上です。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） いろいろ聞いていたら、これを見て今までの経過を見ると、市が責任がない費用までいろいろ出すと、議決するということが起こっております。

それで、ここで率直に聞きたいのは、竹原市が創建ホームさんから寄附を受けるに当たっての、今評価はそういう1.35億円ということでしょうけれども、いろいろ条件といえますか、約束事というのがあればそれを聞かせてもらいたいし、文書化されているものがあればぜひこの機会に出していただきたいなど、出していただけるものなのかどうかを含めて、受納するに当たっての竹原市と創建さんの約束事、それがあれば具体的にお聞かせいただきたい。それと、資料があれば、公文書があれば提出願いたい、いかがでしょうか。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 約束事といえますか、創建ホーム株式会社さんのほうからは、竹原商工会議所の事務所として活用していただけるのであれば市のほうへ寄附し

たいという意向を示されておられました。それを受けて今回寄附を受けることとしたものであります。これは、竹原市の庁舎移転事業に大きく寄与するものであると判断しております。

文書といたしますか、それを示しているものについては今ありませんので、御了承願いたいと思います。

以上です。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 一つはそれで、条件としては、大きな柱として、創建ホームさんは市に寄附する、市が受けた場合は商工会議所の事務所として活用してほしいというのが大きな柱で、それが今文書は、約束事ですから言った、言わないということでは困るわけあって、こういった大きな仕事の分なんかは、1. 数億円の寄附を受けるわけですからきちんとした公文書なりにしておかなくてはいけない、約束事をしておかなくてはいけないというのを私は思うので、今日は出していただけないけども、できれば今日は出せないのですか。それをもう一回聞きましょうか。出せませんか。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上 頤良君） 寄附を受けることになった前提としまして、竹原商工会議所さんの意向というものも入っております。竹原商工会議所さんのほうが今回あそこへ移転するという意思を表示されなかった場合は、我々といたしましても寄附を受けられないという判断をする可能性もあったわけです。創建ホームさんのほうとの文書につきましては、そういう意向があるというところからスタートしておりますので、文書等について、必ずこういうお約束ですというようなものについては作成しておりません。

以上です。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 特に条件として特別にないという、商工会議所として、事務所としてというのが、使ってもらおうということの寄附が大きな分で、あとは私は、一つは、いろいろ次に出てきますけれども、商工会議所さん自体が入る前提というのももちろん必要なのですけれども、そういった3者の中でそういった約束事をきちっと文書化して対応するというのが基本原則だと思いますし、そこがあるかないかが曖昧なところなのですけれども、やっぱりきちっと文書化して対応することが必要だということを指摘したいと思うのですけれども。

それと、次の議案に関わるわけですが、そういった商工会議所さんの意向というのは何か特別な、そこに、寄附を受けるに当たって創建さんはそういう商工会議所の事務所の活用、今度はその商工会議所さんはそこに入る場合の何か特別ないろんな約束事というのがその中にあるのでしょうか、お聞かせください。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 約束事というよりも協議の中で商工会議所さんのほうとは詰めてきた話でございます。当然、商工会議所さんに移転していただかないと我々が最終目標としております庁舎の移転というところにはつながっていきませんので、それを前提に進めた協議の結果として現在寄附を受けようという形になっているところで、寄附を受けた物件に関しては商工会議所さんに使っていただくという考え方で進めております。

以上です。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 商工会議所の事務所としての活用と、商工会議所の了解ということも前提というお話がありました。

それで、次の議案にも関わるわけでしょうけれども、ここで聞いておきます。関連がありますから聞いておきたいのは、合同庁舎ビルを市が所有して庁舎としての活用という話から相当たっています。いろいろ困難な状況があったというふうに新聞報道等でもありました。そこで一番ネックになっているのは合同庁舎ビルの中の商工会議所の所有区分ですよ。これは竹原市が買うということになるわけですが、それは幾らでいつ買うことになるのかを聞いておきたい。

委員長（川本 円君） これは関連ですよ。

委員（松本 進君） 関連です。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。答弁できる範囲で結構です。

資産活用担当課長（井上顕良君） 商工会議所さんのほうの区分所有権のところですが、これにつきましては後ほど補正予算のほうでも出てくるのですが、一定の支援金を支出することで寄附を受けるという考え方で現在のところ整理しております。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 紹介だけしていきたいと思うのですが、これは2016年11月5日に当時の副市長が新聞記事に書かれています。いろいろ商工会議所との、そのさつき

言った合同ビルの商工会議所分の取得に当たって困難な状況が起こったわけですが、そこで参考と言っておきますと、当時の副市長は商工会議所が持っている区分所有の分で、当初市が、参考かどうかは分かりませんが、提示した分より大幅に低い提示をしていろいろ困難な状況が起こったという状況なのですから、それで精査したら相当低い6分の1でしたか、相当低い提示になっていろいろ困難な状況が起こった、合意ができる状況にはならなかったということなのですから、そのときに当時の副市長がどう言ったかという、税金を投じる以上、鑑定評価を超える出資は難しいということと言われて、あと云々がありますけれども、これだけはまた今言うておきたいというふうに思います。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

委員（松本 進君） はい、いいです。

委員長（川本 円君） ほかに質疑はございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） これはそもそも移転ということの事業だと思うのですけれども、そうであるならば、先ほど松本委員が言われていたような寄附行為をしていただくわけなので、寄附の評価額等も含めて金額は明確に出しておりますし、そして期間は5年間という期間が数字で出ているということもあります。それで、移転事業であるならばなぜ5年なのかということをもまず1点伺いたいと思います。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上頭良君） 期間の5年間につきましては、規則で最大5年間までとするという、無償貸付けにつきましては期間を最大5年間というところが原則論として定めておりますので、5年間という形を取らせていただいております。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 単純に庁舎に向けてということで、会議所にそちらへ移転していただく、それを含めて全体的に考えると、無償での貸付けが5年間ということの約束事になるのではないかなと思うのですけど。

今の課長の答弁を、ずっと松本委員とのやり取りを聞いていて一般市民の方たちが不思議に思うのは、1億3,500万円ほどのものの物件を無償で5年間貸し付ける、無償で5年間ですということを何らかの公文書とか書面で交わすということは当然あるのではないかなと思うのですけども、それを提示していただかないといけないと思うので、そのこ

とについていかがでしょうか。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 書面で交わすということになりますと、実際の契約書をもって商工会議所とは貸付契約を結びますので、それをもって書面とするという形を取りたいと思っております。当然、契約事ですので、そういった文書は必要と考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

続きまして、議案第55号財産の無償貸付けについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 引き続きまして、議案参考資料19ページを御覧ください。

議案第55号財産の無償貸付けについて、庁舎移転事業を推進するため、創建ホーム株式会社が本社建物及び敷地、並びに駐車場敷地を市へ寄附し、本社を新築移転することに伴い、新たな本社に隣接する竹原市中央4丁目1386番8ほか6筆の土地を令和5年1月1日から令和9年12月31日までの5年間、同社の駐車場として無償で貸し付けることについて議会の議決を求めるものです。

次のページに今回の対象地の図面をつけております。図面の上の段、貸付地、現在公用車の駐車場として使用している土地でございます。

以上です。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） それではまず最初に、創建ホームさんの本社を、旧になるのか、その本社跡地に建設をするというところで、それは大いにありがたい話ではあります。

この駐車場の無償貸付けについては、先ほどからもある移転の話が進められていく中

で、当初からもうこの駐車場を無償貸付けするといったようお話があったのかどうかを
まずお聞きします。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上頭良君） 駐車場の無償貸付けにつきましては、創建ホームさん
のほうで、現在の本社ビル及び駐車場を寄附していただくという話の中で出てきた話でご
ざいまして、現在使われている駐車場部分、これを現在地のままで使用するということ
が、本社が離れることとなりますので、どこか駐車場部分を確保したいという話の中で、
現在公用車駐車場にしております、新たに建設される創建さんの本社の隣接地ということ
で交換等できないだろうかというところから話が始まったものでございます。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） もともとの寄附は建物と駐車場一体の寄附であって、寄附をされた
ところへ、今の本社の寄附をされるとなっている駐車場が今度新しく造られるところと遠
いからという議論はそもそもないはずの議論であると思えますし、初めからこの駐
車場の無償貸付けの話も出ていればそれなりの議論というものがあったと思うのですけれ
ども、今回の定例会でこの駐車場の無償貸付けという話が出てしまうとそれはいかなも
のかなというものもありますし、まずこの無償貸付けの期間、先ほどの話の中で最大5年
間であるということで、5年という今回はその上程をされていますけど、これは最大5年
というところではありますけれども、これは5年でないといけないのでしょうか。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上頭良君） 我々としましては、駐車場機能を本社機能と一体とし
て利用していただく中で、最大限のところでお貸ししたいというところで考えておりま
す。特に何かルールがあって5年でないといけないということではございませんが、我々
が現在の駐車場を頂いて創建ホームさんのほうの駐車場機能が失われるというところの機
能の補填という意味でありますので、使っていただくという考え方で5年間としていると
ころでございます。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） また話は最初に戻るのですが、そもそも建物と駐車場がセットだ
から私は寄附をいただいたと思うのです。建物だけだと、竹原市も寄附オーケーは出せな
いですよ。いろんな考え方があるので私はそういうふうに考えますから、今の本社のある
ところの寄附をいただく予定の駐車場に関して、その駐車場がなくなるから新しく駐車

場を竹原市が全て無償貸付けしなくちゃいけないという議論はなかなか理解し難いところがあるというふうに考えます。

これから今後、新社屋の建設に向けてのいろんな工事が始まりますので、竹原市においても、先ほどもあった、大きな寄附をいただいておりますので、そこら辺を十分考慮した上で様々な計画が進んでいくのは理解できます。理解できるのですけれども、その5年間の契約で、5年先になると今の議員の体制も替わるかもしれませんし、もう私らの議論の約束ができないところの契約の次の話になるのです。なので、今この委員会の中でこういう議論をしておかないと、では5年たったとき、その後もこれが可決されて無償貸付け5年間というふうになると、先の話は分からないですけれども、それはそのときにまた上程されて議論をされると思うのですけれども、そのときのためと言ったら語弊はあるかもしれませんが、しっかりその部分は、今の駐車場がなくなるからここに新たに竹原市が準備して駐車場を無償貸付けするとかというのは少し議論が違うのではないかなというふうに私は考えます。

無償貸付けでなくて有料で通常貸し出された場合の駐車場として、収入というか、その土地を貸し付けた場合の竹原市としての収入というか、賃貸の料金、そういったようなものは幾らになるのでしょうか。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 試算では年間50万円程度と考えております。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） であればこそ、無償貸付けの期間であったり、今後無償であるのか有償になるのか、幾らか費用負担をしていただくのか、そういった議論が通常あるのではないかなというふうに思いますが、現段階でのこの議案で上がっているところを見ると5年間で無償貸付けをするというふうな議案なので、先ほどのもともとの、駐車場を使っていて駐車場がなくなるからという議論が当初からあればそういう話も盛り込んだ議論が今までにもされていたはずだと私は思うのですが、その件についてはいかがでしょうか。

委員長（川本 円君） 部長。

総務企画部長（平田康宏君） 繰り返しになりますけれども、5年間のお話からまず申し上げますと、通常こういった財産の無償貸付けにつきましては5年間で議決いただいております。この5年間については明確な根拠はございませんが、先ほど委員のほうからも情勢の変化の話がございましたが、社会経済情勢の変化も踏まえまして、永続的な無償貸付け

を認めるのではなくてこうした限定した5年間、1年でも3年でもいいではないかというお声はあるかもしれませんが、我々としてはこれまでどおり5年間の無償貸付けということで今回提案させていただいております。

先ほど駐車場の機能の話がございまして、本社が移転されたからといって市が駐車場の用地につきましても無償で貸し付けることはいかがなものかというお話がございしますが、我々としましてはこのたび創建ホームさんから建物と駐車場の用地を寄附いただきました。そうした中で、創建ホームの本社の駐車場の機能が当然今の状態からなくなるということから、そういった意味でも新しい本社におきましても同様の規模を維持できるよう、市も原因者としてできる限り協力したいという気持ちからこのようになっております。

冒頭、先ほど資産活用担当課長も交換の話がありましたが、新しく本社が建たれる今の公用車の置場につきましては、都市計画の道路とか、地中に下水の管が埋まっているとかということからなかなか交換できなかったという事情から、そうした意味からもお話しする中でこういった今回の議案のお話となっておりますので、その点は御理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 重々、話を伺う中で理解しているところもあります。庁舎移転に向けての多大な協力をいただいているのも、それまでの過程も、私は会議所の常議員として、その進捗状況も含めて、内容はある程度把握をしております。そういった中でも、もともとの全体像として出てきた部分とそうでない部分というのがあるので、その部分については我々も議員の一人として、それぞれ議員さん皆さんそうでしょうけど、市民の皆さんから聞かれたときに詳しくはっきりとその根拠を示す説明をしないといけないと思うのです。その部分がどうしても行政が考える部分の当たり前というか、そういうことと市民の皆さんが考えることということが乖離している場合、なかなか納得をしていただけないような状況があります。

そうだからといって、全てこういう無償貸付けを悪いというふうには思いませんし、先ほどの議案第54号に関してはそれは当然のことだろうというふうにも考えておりますし、ただ無償貸付けの期間であったり内容そのものはもう少し議論が必要なのではないかというふうに私は思います。答弁はいただいておりますので、結構です。

以上です。

委員長（川本 円君） そのほか質疑はございませんか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） すみません、今のを聞いていて気がついたのですけども、この駐車場というのは、僕たちは創建さんの本社をあそこに建てますというのは聞いたことがあるのですが、本社には駐車場が完備されてないのですか。その本社のものが見えないので1階が駐車場なのだろうなというふうな思いがあったのですが、何台必要で、何台足りないのですか。竹原市の部分を使うとかというのはあるのですか。それを教えてください。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 創建ホームさんの新社屋のことになりますので、我々も詳細な図面等をもっているわけではございませんのである程度推測の域は出ないところがあるのですが、現在使用されている本社の駐車場部分が約30台。もしくは、今回分筆されたところ以外も含めればもう少しあるかもしれません。大体30台ぐらいを常時使われているというふうに聞いております。

現在、新社屋を建てられる敷地のところへ行きますと地縄が張っております。これは、建築するための準備段階での建物の位置を示している縄を地面のほうへ表示しております。それをざっと見た感じでは駐車場が30台取れるような物件とは考えにくいというところは、建築家の目からしてそういうふうに考えております。現在聞いている話の中では、今回木造で本社建物を建設されるということも聞いておりますので、なかなか1階部分に駐車場を設けるということは構造的にも難しいのではないかと、そのように考えております。

明確に現計画をお示ししていただいているわけではございませんのであくまで推測での話とさせていただきますが、実際現在の公用車置場はよく止められても20台程度。一定の機能補填にはなるのかなというふうに考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 僕は、必要なのでその部分を提供しないといけないのかなと思っていたのですが、まだ必要かどうかというのは開けてみないと分からないということですよ。

それともう一つ、必要でなかったときにはどうするのかというのは5年後に考えなさいということなのでしょうけども、面積は、寄附していただいた駐車場の面積と今の道路の計画があるところの空き地はほぼ同じでよろしいですか。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 今回、創建ホームさんのほうから寄附をいただく駐車場部分については約500平米。公園部分につきましては全体で約1,000平米ありますが、実際道路側の半分は大きな樹木等がありまして使用に堪えませんので、使われる部分は現在の公用車置場と同じ程度、約6割分600平米程度というふうに考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） すみません、また傍聴許可申請が東野町の池岡様、港町の吉岡様、仁賀町の岡崎様から出ておりますが、これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） では、許可いたします。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 最後になります。

今の広場の部分は、駐車場として無償貸付けする部分は都市計画上の道路だったと思うのですが、これを道路として使うときには創建さんからは返してもらうわけですね。それって当該の人たちとしては困るのではないですか。駐車場がほとんどない状態で建てて、駐車場はほぼほぼ市の土地の無償貸付けを受けていたのに、道路を造られたら困るのではないですか。それは、そのときには本社機能をまたどこかに移すということになるのでしょうか。駐車場なしの本社になるのではないですか。その点はどうお考えですか。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 都市計画決定を受けている都市計画道路の事業用地であるということですので、当然、事業化、事業決定した際には御返却していただくこととなります。ただし、今回その辺も説明の上、御理解をいただいた上で現在のような形態でというところでお話を進めさせていただいております。仮に、事業決定をしてあそこの道路を施工するということになりました場合には、創建ホームさんのほうで一定の努力をしていただいて駐車場を確保していただかざるを得ないものと考えております。

委員（大川弘雄君） はい。

委員長（川本 円君） いや、最後と言われたので。

委員（大川弘雄君） いいですか。

委員長（川本 円君） では、最後にしてください。

大川委員。

委員（大川弘雄君） すみません。

答弁が分かりづらかったのですが、要はそのときには竹原市の介入はなく、創建さんが自分で土地を買うか借りるかするということによろしいのですね。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 基本的には都市計画事業で行うということになりますので、都市計画事業で行う場合の地権者もしくは借地権者等と同様の扱いということになります。今はそのように考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） ほかに質疑はございませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は副市長に確認を含めてお尋ねしておきたいのですが、私がさきの議運のときに、創建さんから社屋と駐車場の寄附を受けると、そのときに条件とかいろんな約束事はなかったかと、それを文書化しておかないと言った、言わないということが起こるからということを行いました。その答弁で、そこであったのは、創建さんからは寄附した社屋等は商工会議所の事務所としての活用をしてくれということと言われたということの答弁がありました。私がどういった約束事があったかということを知ったらそのことだけでした。今回の議案の分をいろいろ聞いていたら、移転するときに当たって駐車場が必要だという話もあったという答弁がありましたね。

それで、私が副市長に尋ねたいのが、今議会には言えないけれども、創建さんが寄附する約束という中には商工会議所の事務所としての活用と、あとは駐車場を貸してくれということと、それ以外にも言えないけど、まだあるということなのですか。文書化してないのになぜ出せないのですかということを確認しておきたい。

委員長（川本 円君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 創建ホームさんからは、今のこれまでの本社のところについては、商工会議所の移転がなかなか決まらないという中で、それを市のほうに寄附させていただく中でそれを進めていこうということをお話しいただいたというふうに理解しております。それ以外のところについて特段の約束ということはなく、我々とすれば商工会議所さんにあそこへ入ることを決めていただくということが前提で寄附を受けさせていただくということを進めさせていただいたというところでございます。それ以外について、

特に約束事、あるいは文書にして何か残さないに進められないというような内容について協議しているものは、そこは現時点ではございません。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） もう一回確認というのは、私が何であえてそこまで確認を求めるかといったら、最初、議案第54号のときに聞いたら、寄附を受納するときの約束事、条件、それは何だったかというのを聞きました。そこで言ったか言わないかということになるから文書で提示してくれとここで言いました。しかし、その中で今答えたのがさっきの1つだけでした。しかし、今度は、新たに議案第54号の駐車場の件が出てくる。これは論外ですよ。創建さん自身の問題ではないですか。

だから、約束を最初から、本来は寄附を受けるに当たって、ここは商工会議所に使っていただく、あとは今度は本社のところをこういうふうにしたい、駐車場はなくなるとか、そういったことが分かるわけではないですか。分からないことで突然ぱっとできるなら無理があるけども、社屋がそこに移転した場合、新しいところに造る場合は駐車場をどうするかということは必ず起こってこなくてはいけないし、いろんな約束があるならそこを文書化しておかないとうまく進みませんよね、物事が。もう一回、そしたら聞きます。だから、なぜそういった約束事を文書化しないのかということが一つと。

もう一つは、あそこの移転費用の、商工会議所の合同ビルの所有権の移転費用、これはもう一回はっきり言ってください。それを言ってもらって、足りないのはいろんな交渉があるのでしょうから、それは対応するという透明性を確保してやらないと。約束事は言えない、あとは次々いろんなことが出てくる、こんなことの対応でいいのですかということをお願いしたいのですよ。

ですから、合同ビルの商工会議所分の所有権買取りの費用は幾らだったのか、あとは移転するためにこういったことが要るよ——補正予算が出てくるのでしょけれども——ということぐらいの約束事をしておかないといけないのではないですかということをもう一回聞きます。

委員長（川本 円君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 今回の議案第55号に関してもですけど、ここについては先ほど既に説明をさせていただいたとおり、寄附をいただくという形の中で本社は当然ながら移転をしていただかないといけないと、そういう話を順次進める中で、先ほど少しお話にありましたけれども、等価交換みたいな形はできないとか、いろんな話は出てきており

ます。結果的には先ほど申し上げたような、今、市の公用車駐車場としている部分というのは交換して民有地にするということが困難であるという土地の状況も踏まえてこのような議案を提出させていただいているという状況でございます。

また、商工会議所の現在の3階部分の区分所有をされている部分につきましては、どういう形で今度取得をさせていただくかというのは現在一応協議をさせていただいているという段階ですので、そこについて現時点で何かを文書として整理をしているものはございませんが、今後いろんな形で、今回の無償貸付けのことも当然ございますし、今後移転に伴って、移転をしていただくという形の中でそういうところの取決めというのはしていく必要があるというふうに考えております。

委員長（川本 円君） 待ってください。松本委員がおっしゃったのは、なぜ公文書を残されていなかったのかということと、公文書が要らない、必要性を今回なしとしたのはどういう理由でなしにしたのかということを知りたいと思うのですが、そのことについてコメントをいただけますか。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 公文書は、これまでのところはまだいろんな形で協議をさせていただいているという状況の中ですので、そこで、先ほど申し上げたように、今回の無償貸付けをしますということを前提として何かの取決めを文書として交わすというのは議会軽視ということにつながることもなりますので、こうやって議会へ提案をさせていただいて議決をいただいた上で、その上で商工会議所と具体的な文書のやり取りという、正式な文書のやり取りということをするということになると思います。

ですから、これまでは具体的にはそういう下話という、協議という形をさせていただいておりますけれども、それを公文書としてそれまでの間できちっとそれを、何かを交わしていないといけないというのは、そこまでは必要がないというふうに考えております。

委員長（川本 円君） 分かりました。

松本委員。

委員（松本 進君） 約束事ですから、大きな金額の分の寄附の行為を受ける、そこでこういった約束事なり条件とかをやってほしいと、あるいはきちっと文書化しないと、こういった今の駐車場の件なんかは次々いろんなことが出てくるということだけは指摘したいと思います。

あとは、合同ビルの商工会議所分の竹原市の取得、今取得について私は何回も聞きまし

た。幾らの金額になっているのかと、それは移転するほうも大きな問題ですから。ですから、前の2016年の新聞にはその金額の問題で、合同ビルの商工会議所分を買い取る分の金額があまりにも低過ぎた、商工会議所から見れば。ですから、大きな問題があつてうまくいかなかったということが書いてあるわけですから。だから、そういった所有権の移転が今から協議中といたら、今からまた未確定で、当時の分より下がることは間違いないですよ。

当時の市が示した取得価格は863万円です。これで当初話が合わなかったというのが実際にあるわけですから。だから、そこはどうするのかと。これよりまだ下がる可能性はあっても高くなることはないわけでしょうから。下がったら移転することの恐らく困難さが大きくなって来るわけですから、そこもきちっと協議して対応しないと私は物事が進まないということだけは指摘したいのですが、副市長、どうでしょうか。

委員長（川本 円君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 今のもともとの建築をされたときの簿価というものがあある程度商工会議所の中に残っていて、それが金額が大きいのに比べて、先ほどおっしゃられたとおり、評価額があまりにも低いということが確かにあったのだと思いますけれども、それ以後、昨年来、私どものほうが合同庁舎のほうへ移らせていただくと、市庁舎をあちらに移転するというを進めさせていただく中で、いろんな議論を進める中で今の状況に至っていて、創建ホームさんのほうから今の本社のところを市のほうに御寄附いただいて、なおかつそこに商工会議所さんが入れると。

ですから、そういうどこかへ移転をする、仮に商工会議所さんが自力でどこかへ建物を建てられるとかを含めて、そういう経費負担を考える場合はもともとの簿価にあるような金額に比べれば少な過ぎる、いろんな経費がかかるのというようなところもあると思いますので、そういった部分でいえば現時点で商工会議所さんは、先ほどの議案のところにあります無償でお貸しするというところであれば、移転の費用等々を何らかの形で私どもも一定に支援をしていこうと思っておりますけれども、そういう経費の片方でかかる負担というものが少し少なくなっているというところも含めて、そういう試算の評価額という部分をどう捉えるかという部分は、商工会議所さんも今までの協議の中で一定にはそういう低い額でもというところは判断をされているというふうに思います。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

続きますして、議案第53号広島県市町総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） それでは、議案参考資料の15ページを御覧ください。

議案第53号でございます。

広島県市町総合事務組合理約の変更について、その内容を御説明いたします。

まず、1の提案の要旨でございますが、本案につきましては、先日設立をされました広島県水道広域連合企業団が広島県市町総合事務組合に事務委託をすることに伴いまして、広島県市町総合事務組合理約の変更をすることに関しまして関係地方公共団体と協議することについて議決を求めるものでございます。

2の組合理約の変更の内容につきましては、広島県市町総合事務組合が共同事務を行います常勤職員の退職手当の支給に関する事務、及び非常勤職員の公務上の災害、通勤上の災害に対する補償に関する事務につきまして、広島県内市町が組織する一部事務組合や広域連合から事務の委託の申出がなされたときは受託することができるよう組合理約を改めるものでございます。

規約の変更期日は令和5年1月1日でございます。

議案第53号については以上でございます。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 議案第53号について、確認を含めてお尋ねしておきたいと思えます。

この議案というのは、さきの竹原市9月市議会で議決されました議案第37号というのがありました。これは広島県水道広域連合企業団の規約をつくるという議案だったのでありますが、これに伴っての今回の提案だと思うのです。

それで、確認というのは、さきに9月議会で出された議案第37号の内容というのは規約第4条に、新しい企業団、広島県市町総合事務組合、県企業団といいますか、この企業

団が設立するというところで仕事は何かというのが第4条に書いてあって、そこをもう一回紹介しますと、第4条には企業団の事務として1つは水道事業の経営と水道用水供給事業の経営、あとは3つ目に工業用水云々というのがありますけれども。

だから、県水道企業団ができたということは、率直に言えばこれまでの竹原市の自治権に基づく水道事業というのが廃止されて広島県水道企業団に移行するといえますか、県企業団が代わって行うというような理解でいいのでしょうか。

委員長（川本 円君） 松本委員に申し上げます。これは規約の変更についての条例ですから大分話が戻ってきているのですけど。関連質疑ということで、今の質疑はよろしいですか。

委員（松本 進君） 確認を求めます。

委員長（川本 円君） 確認だけで。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 今回の規約の変更につきましては、退職手当の支給事務を行う、また非常勤職員の公務災害等に関する事務を行う広島県市町総合事務組合に、このたび設立されました広島県水道広域連合企業団が、この企業団に関わる職員が退職された場合の事務、また公務災害を被った場合の事務、こういったものを市町総合事務組合に事務を委託するというので、規約をこのたび変更するというのでの議案でございます。

ですので、一つの組織が事務を委託するというのでの議案ということでございますので、その点御理解いただきたいと思えます。

以上です。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私は、確認を求めてということをあえて言いました。

それで、さきの9月議会で議決された議案というのがありました。それは県水道企業団の設立ということの議案だったと思うのです。だから、それに伴って今回さっきの退職手当云々というその事務を定めるということに関わるということで、そもそも論の確認を求めたのは、竹原市で今までやっているような水道事業が廃止されて新しく県水道企業団に移行しますよということの確認だけを求めたのです。

委員長（川本 円君） 松本委員、ちょっと待って。松本委員、さっきも言ったように、今回議題で上がっているのは、あくまでも規約の変更についてを議題として今理事者に求めているのだから、そもそも論をここで、前回の定例会で行ったことについて、さて、ど

うなのかという場所ではないのですよ。

委員（松本 進君） いや、だから、どうなのかと言ってないのです、私は。だから、この提案そのものがさっき言った退職手当のそういう規約ですよ。

委員長（川本 円君） 規約の変更についてのことを質疑していただきたい。

委員（松本 進君） その変更ですけれども、これが提案される前提としてさっき言ったさきの9月議会の関連の議案なのか、それは水道事業団の廃止に関わるものかということを確認しているだけなのです。

委員長（川本 円君） だから、関連かどうかということを知っているだけですね。

委員（松本 進君） そうです、関連で。

委員長（川本 円君） 答弁できますか。

委員（松本 進君） 関連がないならいって言ってください。

委員長（川本 円君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 今回の事務の委託についてでございますが、その対象となりますのは常勤職員の退職手当の支給事務となります。これは、広島県水道広域連合企業団に直接雇用される職員、今現在はまだいらっしゃいませんけれども、今後そういう雇用、任用があった場合、その職員が退職する場合の退職手当の支給ということになります。また、公務災害に関わる支給の事務ということになりますが、これは非常勤職員、想定いたしますは企業団が雇用する会計年度任用職員が今後任用された場合、この職員が公務災害を被った場合のその支給事務を行うというものでございます。

本市のこれまでの水道事業に関わる職員については、この企業団の中に参画はいたしますが、本市の職員の身分を有して職員派遣ということになりますので、市町事務組合に関わる事務への直接な関係といたしますか、企業団としての支出事務とはちょっと違う部分のことになります。もし、退職手当が発する場合は当然竹原市から支給ということになりますし、また非常勤職員についてはこちらのほうに竹原市から派遣はいたしませんので、この事務は発生しないということで理解をしております。

以上です。

委員（松本 進君） いいです。

委員長（川本 円君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

続きまして、議案第57号竹原市個人情報の保護に関する法律施行条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案第57号の説明でございます。

議案参考資料の23ページを御覧ください。

議案第57号竹原市個人情報の保護に関する法律施行条例案について、その内容を御説明いたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されまして地方公共団体にも法の規定が適用されることとなったことに伴いまして、本市の竹原市個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を定めるものでございます。

主な条例の内容につきましては、1点目といたしまして費用負担、こちらにつきましては、保有個人情報の開示に係る手数料につきましてはこれまでどおり無料といたしまして、写しの交付に要する費用、いわゆるコピー代でありますとか、写しの郵送に係る郵送料などは開示の請求者に負担をしていただくというものでございます。これは、これまでと同じ運用でございます。

次に、2点目といたしまして、審査会の設置についてでございます。こちらは、個人情報の開示決定についての審査請求があった場合に諮問をする機関として竹原市個人情報保護審査会を設置するものでございます。

また、3点目といたしまして、運用状況の公表についてでございます。こちらは、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況を公表するものでございまして、これまでも運用状況につきましては公表を行っておりまして、引き続き公表については行っていくことということを決めるものでございます。

以上によりまして、施行期日は令和5年4月1日とするものでございます。

議案第57号については以上でございます。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） お尋ねしておきたいのは、今この参考資料の23ページに提案要旨と主な改定内容があります。それで、お聞きしたいのは、これまでの竹原市の個人情報保

護条例を廃止して国の規定を適用するという事ですからお尋ねしておきたいのは、例えば個人情報保護のために竹原市独自と申しますか、竹原市で必要だと認める個人情報の保護、そういった国よりは充実したという言葉がいいのか分かりませんが、国よりは竹原市の保護条例がより重要など申しますか、保護しているよという文章が今まであったのかどうかを含めて聞きたいのが、それが廃止された場合は国の適用に準ずるようになるわけですから、今まであった分が、国よりは強化された保護内容があった場合はそこが緩和されるのかなという心配があったものですから、強化された分があるかどうかを含めてお尋ねをしておきたい。

委員長（川本 円君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） これまでの竹原市個人情報保護条例につきましては、国の規定に基づいた上での条例を持っておりました。その内容につきましては、竹原市が特にこの部分について他市、他の自治体と異なるというような運用を行ったものはございません。

今後、法に基づく取扱いに一本化されることによりまして全国どちらにおいても同じような個人情報の取扱いがされるという意味では、例えば他市との差もなくなり、効果があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

続きまして、議案第52号行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案第52号行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更について御説明いたします。

議案参考資料の13ページを御覧ください。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されまして地方公共団体にも法の規定が適用されることになることに伴いまして、これまで竹原市が広島県に委託をしている行政不服審査事務の事務委託に関する規約の変更に関しまして広島県と協議することにつ

いて議決を求めるものでございます。

規約の内容の変更につきましては、個人情報の保護に関する処分につきまして引き続き委託事務の範囲から除くこととするものでございます。こちらは、これまでの本市の行政不服審査会に係る事務につきましてはこれを広島県に事務委託をしてきたところでございます。その中にありまして、個人情報保護に関する事項につきましては事務委託から除かれておりました。

今回、個人情報保護条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律に基づいて処分を行うこととなりますが、県への委託事務から除くことについては引き続き変更はないものの、根拠規定が変更となることから、自治法の規定により議決を求めるものでございます。

こちらの内容につきましては、施行期日につきましては令和5年4月1日とするものでございます。

議案第52号については以上でございます。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ないようですので、次に参ります。

関連がありますので、議案第61号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第62号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第63号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） それでは、議案第61号から議案第63号について御説明をさせていただきます。

まず、議案第61号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして説明をいたします。

議案参考資料の69ページを御覧ください。

議案第61号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、その内容を御説明いたします。

本案は、人事院の令和4年8月8日付の給与改定に関する勧告等を考慮いたしまして、国及び近隣自治体の状況を鑑み、本市職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定を行うものでございます。

改正の内容につきましては、1点目といたしまして、職員の給料表の給料月額を若年層を中心に広い範囲の引上げを実施するものでございます。2点目といたしましては、勤勉手当につきまして年間の支給割合を0.1月分引き上げるものでございます。

期末勤勉手当の改正の内訳としまして表を御覧いただきたいと思っております。

まず、表の2列目、令和4年度の改正といたしまして、令和4年6月の期末勤勉手当につきましては既に支給済みですので、令和4年12月の勤勉手当を現行の0.95月から1.05月に0.1月分引き上げるものでございます。これによりまして、期末手当、勤勉手当の合計支給割合が現行の4.30月から4.40月になるものでございます。

次に、同表の3列目、令和5年度の改正といたしまして、令和5年6月の勤勉手当を令和4年度の0.95月から1.00月に引き上げ、令和5年12月の勤勉手当を令和4年12月の1.05月から1.00月として支給割合を6月及び12月均等に配分するものでございます。これによりまして、期末勤勉手当の合計年間支給割合は令和4年度の4.40月から変更はございません。

次に、3の施行日についてでございますが、一部改正条例案のうち第1条の令和4年度分の改正につきましては議決後の公布の日といたします。ただし、給料表の改正につきましては令和4年4月1日とし、勤勉手当の改正につきましては令和4年12月1日から適用とするものでございます。

また、一部改正条例案第2条の令和5年度分の改正につきましては、令和5年4月1日を施行日とするものでございます。

議案第61号については以上でございます。

次に、議案第62号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案参考資料の81ページを御覧ください。

議案第62号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、その内容を御説明いたします。

本案は、令和4年度竹原市職員の給与改定の実施に合わせまして市議会議員の期末手当の支給割合の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、期末手当の年間支給割合を職員同様0.1月引き上げるものでございます。

内訳につきましては表を御覧ください。

まず、表の2列目、令和4年度の改正といたしまして、令和4年12月の期末手当を現行の2.15月から2.25月に0.1月引き上げることといたします。

また、表の3列目、令和5年度の改正といたしまして、令和5年6月の期末手当を現行の2.15月から2.2月に引き上げ、令和5年12月の期末手当を令和4年12月の2.25月から2.2月として支給割合を6月及び12月均等に配分し、合計で4.4月となるよう均衡を取るものでございます。

3の施行期日については、一部改正条例案第1条の令和4年分の改正につきましては令和4年12月1日とし、また一部改正条例案第2条の令和5年度分の改正につきましては令和5年4月1日を施行期日とするものでございます。

議案第62号につきましては以上でございます。

次に、議案第63号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案、こちらの説明を行います。

議案参考資料の85ページを御覧ください。

議案第63号でございます。

本案は、令和4年度竹原市職員の給与改定の実施に合わせまして、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合の改正を行うものでございます。

2の改正内容についてでございますが、先ほどの市議会議員の改正の率と同様でございます。令和4年12月の期末手当を現行の2.15月から2.25月に0.1月引き上げるものでございます。

また、令和5年度の改正といたしましては、6月の期末手当を2.15月から2.2月に、12月の期末手当の割合を2.25月から2.2月として合計4.4月となるよう均衡を取るものでございます。

施行期日につきましては、令和4年度の改正については令和4年12月1日とし、令和5年度分の改正につきましては令和5年4月1日を施行日とするものでございます。

議案第63号については以上でございます。

説明は以上でございます。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

では、松本委員。

委員（松本 進君） 副市長にお尋ねしておきたいと思うのですが、今回の議案第62号、議案第63号に関わってお尋ねしておきたいのですが、特に市職員の給与改定は賛成なのですが、議案第62号と議案第63号の分でお聞きしたいのは、我々議員を含めて非常勤特別職という位置づけがありますし、副市長もそういった副市長という立場でも非常勤特別職という立場でもあります。

そこで、お尋ねしておきたいのは、確かに竹原市内の市民の暮らしとか、いろんな経済環境を考えると、暮らしの状況というのは、収入は、特に年金生活等を含めた年金は削減される、しかし社会保障の負担は上がるという面で暮らしが大変厳しい状況にあると、それとあと地元中小業者の経営状況についても私はまだ大変厳しい状況があるのではないかという状況の中で、我々も含めてなのですから、こういうボーナスの支給を上げるといことは市民感情から見ても適切ではないのではないかとこのように私は考えるし、特にさっき言った暮らしの状況、中小業者の経済状況を考えると上げるべきではないという私は意見を持っているのですけれども、副市長はそこはどのようにお考えでしょうか。

委員長（川本 円君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 委員がおっしゃられるように、市内の事業者さん、あるいは市民の皆さんもですけど、コロナの影響があったりとか、あるいは最近はいろんな燃料費の高騰、あるいは物価が高くなっているという状況というのは確かにいろんな面で影響が出ておりますし、それに対しては我々行政のほうもいろんな対応というか、そういう施策というものを進めていく必要があるというふうに考えておりますし、そういう意味でのいろんな配慮というのは十分していく必要があるというふうに考えております。

一方、今回の人事院勧告に基づく措置につきましては、一定にはそういうことを踏まえながらも、国もそうですし、県あるいは他市町も、こういった状況であります。一定に人事院勧告を踏まえて対応していくということと同じような形で進められておりますので、そこについては一定に同様な形で進めさせていただきたいと。市民の皆さん、あるいは事業者の皆さんに対する部分については、それについてまた別途いろんな施策のところを含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 指摘にとどめたいと思いますけれども、今の竹原市内の経済状況を

考えたり、市民の暮らしを考えた場合、収入が少ない、減るばかりだけれども、負担は増えるという面では誰が考えても暮らしの厳しい状況があるというのは明らかだと思っております。そういった中で、職員の方は人勸に基づいて引き上げるというのは私も賛成なのですが、特に我々特別職という位置づけの分はそういった市民感情なり、竹原市内の経済状況も考慮した提案をすべきではないかということで、この議案については私は賛成できないなということだけは指摘しておきたい。

委員長（川本 円君） 答弁はよろしいですね。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ここで、1時間ほど経過しておりますので、トイレ休憩を取らせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 11時25分開始といたしたいと思えます。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時24分 再開

委員長（川本 円君） それでは、会議を再開することといたします。

関連がありますので、議案第67号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、並びに議案第68号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） それでは、議案参考資料の105ページを御覧ください。

議案第67号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本案は、竹原市一般職員の常勤職員の給与改定を実施することに合わせまして、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について改定するものでございます。

改正の内容につきましては、期末手当の年間支給割合を0.05月分引き上げるもので

ございます。引上げの内容につきましては、令和5年6月及び令和5年12月の期末手当をそれぞれ現行の1.225月から1.25月に、合計で2.45月から2.5月に改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日とするものでございます。

議案第67号については以上でございます。

次に、議案第68号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案参考資料の109ページを御覧ください。

議案第68号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、本案は、竹原市一般職の常勤職員の給与改定を実施することに合わせまして、フルタイム会計年度任用職員の給料月額及び期末手当の支給割合について改定するものでございます。

改正の内容といたしましては、竹原市一般職の常勤職員の改定後の給料表における1級及び2級の給料月額を採用いたしまして、給料表を別表のとおり改定するものでございます。

また、期末手当の年間支給割合を次のとおり0.05月引き上げるものでございます。引上げの内容につきましては、パートタイム会計年度任用職員の場合と同様でございます。

施行期日といたしましても、令和5年4月1日とするものでございます。

議案第67号及び議案第68号の説明については以上でございます。よろしくお願ひします。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ないようですので、次に参ります。

続きまして、議案第58号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案参考資料の25ページを御覧ください。

議案第58号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について御説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部が改正されたことを踏まえまして、職員の定年年齢を国家公務員に準じて引き上げるなど、必要な規定を整備するものでございます。

主な改正の内容といたしまして、1点目といたしまして、職員の定年等に関する条例の一部の改正を行います。現行の再任用職員につきましては、制度が完成するまでの経過措置として暫定再任用職員に改めるものでございます。

そのほか、国家公務員に準じて行う改正について御説明いたします。

まず、アといたしまして、定年年齢の改正についてでございます。これは、職員の定年年齢を現行の60歳から65歳に段階的に引き上げるものでございます。令和5年度から令和14年度にかけて段階的に定年年齢を延ばしていくものでございます。

次に、イといたしまして、管理監督職務上限年齢制の導入についてでございます。こちらは、管理職手当の支給対象となる課長級以上の職員につきましては原則として60歳に達した日以降の最初の4月1日に非管理監督職に降任させるというものでございます。いわゆる役職定年制というものでございます。

ただし、職務の遂行上の特別な事情がある場合や職務の特殊性により後任の補充が困難である場合は、特例により引き続き管理監督職として任用することができる規定を定めるものでございます。

次に、ウといたしまして、定年前再任用短時間勤務制の導入についてでございます。これは、60歳に達した日以後におきまして、定年前、制度完成後は65歳前ということになりますが、これまでに一旦退職した職員を定年退職日相当日までの間、短時間勤務の職に採用できるものとするものでございます。

次に、エといたしまして、情報提供・意思確認制度の新設についてでございます。これは、当分の間、職員の60歳到達日が属する年度の前の年度、つまり職員が59歳となる年度でございますが、この年に60歳到達日以後の任用でありますとか、給与体系また退職手当等に関する情報の提供をあらかじめ行い、職員の60歳到達日以降の勤務の意思を確認するよう努めることと定めるものでございます。

次に、2点目といたしまして、竹原市職員の給与に関する条例の一部の改正を行うもの

でございます。これは、国家公務員に準じた改正を行うほか、級別標準職務表の見直し等を行うものでございます。

内容といたしまして、まずアといたしまして、特定日以後における給料月額の7割水準の措置についてでございます。これは、当分の間、特定日、つまり60歳に達した日以後の最初の4月1日でございますが、これ以後については給料月額をそれまでの7割水準とする措置を講じるものでございます。

次に、イといたしまして、管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う調整額の措置についてでございます。これは、管理監督職が降格前の給料月額の7割の額と降格後の給料月額の7割の額との差額を支給する措置を講じるものでございます。

内容といたしましては、管理監督職は役職定年によりまして管理監督職の級位から非管理監督職の級位に降格させ、その上で7割措置となることとなりますが、これによりまして60歳到達時の給料月額の7割をも下回ってしまうことから、7割を下回るその差額部分については調整額として支給するというものでございます。

次に、ウといたしまして、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備を行うものでございます。これは、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給料月額について定めるものでございます。これまでの再任用職員の給与月額を一旦廃止いたしまして新たに同額の給料月額を定めるものでございます。

次に、3点目といたしまして、竹原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正を行うものでございます。これは、減給において減ずる額の基礎となる給料月額については発令日におけるものとし、減ずる額が現に受ける給料の10分の1を超える場合はその額を減ずるものとする。

この内容につきましては、これは職員が懲戒処分により減給10分の1を発令した以後に60歳となり、給与額が7割措置となる場合に、この場合に減額する額は7割措置後の給料月額の10分の1の額とするというものでございます。

次に、4点目といたしまして、竹原市職員の育児休業等に関する条例を一部改正するものでございます。これは、育児休業等を取得することができない職員といたしまして、管理監督職上限年齢制の特例により60歳以降も管理監督職として引き続き任用する場合、こうした職員を加えるというものでございます。役職定年の特例といたしまして、業務の継続的遂行に障害が生ずることや欠員募集が容易でない特別な理由により管理監督職に任用する制度でありますので、育児休業等の取得は認められないというものでございます。

次に、5点目といたしまして、竹原市職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。これは、定年引上げに伴う暫定再任用制度の導入に伴いまして、現行の再任用職員制度を廃止するものでございます。

以上により、施行期日につきましては、定年引上げの情報提供・意思確認制度につきましては公布の日といたしますが、それ以外については令和5年4月1日とするものでございます。

議案第58号については以上です。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

議案第59号竹原市職員の降給に関する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案参考資料の65ページを御覧ください。

議案第59号竹原市職員の降給に関する条例案について御説明いたします。

本案は、職員の定年年齢を国家公務員に準じて引き上げることに伴いまして、職員の降給に関して必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容につきましては、1点目といたしまして、定年引上げに伴う管理監督職上限年齢制、いわゆる役職定年でございますが、こういったものなどによりまして管理監督の職にある職員が現在属している職務の級より下位の級の職務を遂行することとなった場合には任命権者は職員を管理監督職以外の職に降格させることを規定するものでございます。

次に、2点目といたしましては、任命権者が管理監督職上限年齢制以外におきましても必要があると認められる場合には職員を降格させることを規定するものでございます。

その内容といたしまして、アといたしまして、勤務実績がよくない状態が改善されない場合。また、イとして、心身の故障があると医師2人から診断され、職務の遂行に支障があると認められる場合。ウといたしまして、現在の職務の級では職務を遂行することに適格性を欠く状態であり、それが改善されないと認められる場合。エとして、職制また定数

の改廃であるとか予算減少により、職員の属する職務の級の職の定数が職員数に比べて不足する場合。こういった場合が想定されております。

3点目といたしまして、勤務実績がよくない場合であり、かつ現在の職務の級における職務を遂行することが可能であると認められる場合であって勤務実績がよくない状態が改善されない場合においては、必要があると認めるときは職員をこれまでの降格とは別に降号させることができるよう規定するものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

議案第59号については以上です。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

議案第60号竹原市職員の高齢者部分休業に関する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案参考資料の67ページを御覧ください。

議案第60号竹原市職員の高齢者部分休業に関する条例案について御説明いたします。

本案は、職員の定年引上げに伴う改正を踏まえまして、高齢期職員の加齢による諸事情等や多様な働き方のニーズ、こういったものに対応するため、地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容といたしましては、1点目として、高齢者部分休業の承認は1週間当たりの通常の勤務時間、職員で38時間45分でございますが、これの2分の1を超えない範囲で30分を最小単位として承認をするものでございます。

2点目といたしまして、高齢者部分休業は、職員の定年等に関する条例第3条の規定による定年から5年を減じた年齢に達した日以後に取得することができるものでございます。定年制度が完成した場合、65歳から5年を減じたということでございますので、60歳からということになります。

次に、3点目といたしまして、高齢者部分休業取得中は、勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給するというものでございます。

4点目といたしまして、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合、当該職員の同意を得た上で部分休業の承認を取り消し、または休業時間の短縮を行うことができるということを定めるものでございます。

また、5点目といたしまして、公務の運営に支障はないと認める場合は高齢者部分休業時間を延長することができるということも定めることとしております。

これらの施行期日につきましては、令和5年4月1日とするものでございます。

議案第60号については以上でございます。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようなので次に入りたいと思いますが、次が順番からいきますと一般会計補正予算ということになる。さすがにボリュームがたくさんあり、説明も長くなるかと思っておりますので、早いのですが、お昼休憩を一旦ここで取らせてもらってもよろしいでしょうか。構いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） よろしいですか。

それでは、13時ちょうど開始といたします。

暫時休憩といたします。お疲れさまでした。

午前11時41分 休憩

午後 0時57分 再開

委員長（川本 円君） 会議を再開することといたします。

続きまして、議案第69号令和4年度竹原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、12月定例会に上程いたします補正予算案について御説明をいたします。

資料につきましては、令和4年度補正予算案の概要に基づきまして説明をいたしますので、概要のほうをお開きいただければと思います。

このたびの補正予算案につきましては、人事院勧告に基づく職員の給与に関する条例の

一部改正、及び令和4年4月1日付の人事異動等に伴い、人件費の過不足をほぼ全款にわたり調整をするほか、庁舎移転関連経費、及びコロナ禍における物価高騰等対策に必要な経費などが主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,073万円を増額し、総額を146億4,597万円とするとともに、繰越明許費の追加、変更、及び債務負担行為の追加を行う内容となっております。

歳出の補正内容については、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費において追加計上を行うもので、その個別の内容につきましては3ページ以降の主な事業内容で説明をいたしますので、3ページをお開きください。

まず、人件費の補正でございます。

人事院勧告及び人事異動等に伴う職員の人件費等の過不足を調整するものでありまして、ほぼ全款にわたりこれは調整を行っております。

続きまして、公共施設電気使用料に係る補正でございます。

総務費、コミュニティ振興に要する経費など、複数の費目について電気使用料の増額補正を行うものでございます。内容につきましては、燃料価格高騰の影響により増加をしました公共施設の電気使用料1,096万9,000円の追加計上を行うものでございます。こちらにつきましては、さきの9月定例会におきまして高圧の電力契約の施設について補正を行いましたが、このたびについては主に低圧電力契約の施設について補正を行うものとなっております。財源については一般財源となります。

続きまして、総務費、財政一般事務に要する経費について、システム改修委託料121万円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、決算統計事務において、国に提出する地方財政状況調査表の追加に対応するため、財務会計システムの一部を改修するものでございます。財源については一般財源となります。

次に、4ページをお開きください。

総務費、庁舎移転事業に要する経費について、移転支援金3,000万円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、令和5年度にたけはら合同ビルの改修工事に着手するため、竹原商工会議所事務所を令和4年度末までに移転してもらう必要があることから、移転に要する費用の一部を支援するものでございます。財源については一般財源となります。

続きまして、総務費、マイナンバーに要する経費について、マイナポイント手続支援業

務委託料196万8,000円の追加計上を行うものです。内容につきましては、申請が増加しておりますマイナンバーカードについて、カード取得者のマイナポイント申請手続が円滑に進むよう支援するため、本庁玄関ロビーにおいて現在実施いたしておりますマイナポイント申込手続支援について12月末までとしていたものの期間を延長するものでございます。財源については、国庫支出金を歳出予算の全額に対し充当するものでございます。

続きまして、民生費及び衛生費、障害者福祉事務に要する経費などについて、電力等価格高騰対策障害者施設支援金など6,068万9,000円の追加計上を行うものです。内容につきましては、電力等の物価高騰が運営に甚大な影響を及ぼしている保育施設、障害者施設、介護施設及び医療機関等の負担軽減、安定した運営支援を図るため、電力料金及び食材料費等の高騰に係る支援金を給付するものでございます。支援金の額につきましては、施設の種別、規模などに応じ、年間の影響額のおおむね2分の1の支援となるよう設計をいたしております。財源については、国庫支出金を3,073万9,000円、県支出金を2,566万1,000円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

次に、5ページとなります。

衛生費、出産・子育て応援給付金給付に要する経費について、出産・子育て応援給付金など1,270万4,000円の追加計上を行うものです。内容につきましては、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てできるよう、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産・子育て応援給付金を給付するものでございます。対象者につきましては、令和4年4月1日以降に妊娠届出や出産届出を行った妊婦等で、妊娠届出時に5万円、生産届出時に5万円給付し、既に妊娠の届出を行っている方については出産届出時に10万円給付するということになっております。財源につきましては、県支出金の1,058万5,000円を充当し、残りを一般財源とするものでございます。

続きまして、衛生費、毒ガス資料館管理運営に要する経費について、施設整備工事費99万円の追加計上を行うものです。内容につきましては、大久野島毒ガス資料館を適切に管理運営するため、現在故障いたしております研修室の空調機器について更新をするものでございます。財源については一般財源となります。

続きまして、農林水産業費、緊急自然災害防止対策に要する経費について、新設改良工事費2,300万円の追加計上を行うものです。内容につきましては、災害の発生及び拡大を防止するため、吉崎新開排水機場の除塵機設置工事を実施するものでございます。あ

わせて、事業が来年度に及ぶことから繰越しを行うものでございます。財源については、起債を歳出予算の全額に対し充当するものでございます。

以上が歳出予算の内容となります。

1 ページへお戻りください。

歳入の補正でございます。

歳出の説明に合わせまして特定財源については触れさせていただきましたので、個別の内容については説明を省略させていただき、繰越金について、令和3年度の決算剰余金の一部を歳入予算に計上するとともに、諸収入を増額し、最終的な収支の均衡を図っているものでございます。

続きまして、繰越明許費の補正の説明をいたします。

7 ページをお開きください。よろしいですか。

まず、追加につきまして、農林水産業費、緊急自然災害防止対策事業については先ほど説明をさせていただきましたので省略をさせていただき、衛生費、我元行共同墓地施設整備事業につきましては、本工事に先立つ測量設計業務に不測の日数を要し、年度内の工事着手が困難となったため、繰越しを行うものでございます。

次に、土木費、市道交通安全対策事業につきましては、必要とする工期が年度内では確保できないため、繰り越すものでございます。

続いて、土木費、緊急浚渫事業、及び災害復旧費、令和3年公共土木施設災害復旧事業につきましては、資材の入手に不測の日数を要し、工期の延長が見込まれるため、繰越しを行うものであります。

続いて、変更についてでございますが、こちらは土木費、緊急自然災害防止対策事業につきましては、同じく資材の入手に不測の日数を要し、工期の延長が見込まれるため、繰り越すものでございます。繰越額のこちらは変更を行うものでございます。

続いて、債務負担行為の補正でございます。

指定ごみ袋作成配送業務に要する経費につきましては、令和5年4月1日からの業務委託契約について年度内に入札手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものでございます。

次に、総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド指定管理料につきましては、令和5年4月からの指定管理料について、当該施設の管理期間及び限度額について定めるものであります。

続いて、学校施設機械警備業務に要する経費、及び学校施設等電気工作物保守業務に要する経費につきましては、その期間及び限度額について定めるとともに、令和5年4月1日からの業務委託契約について年度内に入札手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものでございます。

以上が一般会計の補正予算案の説明となります。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。さらに、主な事業内容のところで質疑される場合は、ページ数とその項目を言った上で質疑を行っていただけるようお願いいたします。

平井委員。

委員（平井明道君） 補正予算の4ページにある竹原市庁舎移転費用の一部、予算3,000万円を支援するとありますが、全部でお幾らになる予定か聞いておられますか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、移転費用の内訳といたしましては、新たに移転を予定しております現在の創建ホームの社屋の改装費用、それと今の商工会議所からそちらへ移転するための引っ越しに係る費用、これらを合算いたしまして最大で3,000万円ということで、この金額の詳細につきましてはこれから商工会議所さんのほうが改装とか行いますので実際にはまだ幾らかかるかというものは詳細は出ておりませんが、最大で3,000万円までということで、それ以下で済めばそれ以下での支出という形になります。

ちなみに、改装費用につきましてはおおむね改装費の2分の1というものを想定しておりますので、それを超える場合は、3,000万円を超える場合は2分の1以下の支援という形になろうかと思えます。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 平井委員。

委員（平井明道君） 10年以上もこの問題が滞っていると聞いておりますので、スピード感を持って進めていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

委員長（川本 円君） 答弁はよろしいですか。

委員（平井明道君） はい。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

委員（平井明道君） はい。

委員長（川本 円君） ほかに質疑はございませんか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 同じく庁舎問題のところですが、おおよそ引っ越しに係る部分と、中のいろいろな設備等々、使えるものは使ってどうしても必要なところということのところで、この見積りに関しても、会議所のメンバーに業者さんで専門の方がおられるので、そこら辺を細かく試算をしてできるだけ安価にというような話も出ていますのでそれはそれで進むのですが、おおよそ内訳としてこれぐらいとこれぐらいというのは今分かりますか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 現在、あくまでも概算ということではございますが、改装工事に係る費用がおおむね3,000万円程度ですからその半額程度を補助するというところで、この事業費としては、うちとしてはその半額1,500万円程度というふうに考えております。それプラス引っ越し費用というものがおおむね300万円ぐらいというような形で今見積りをいただいております。それにプラス備品を幾らか新たに購入されるということもお聞きしておりますので、それでいきますと竹原市としてはおおむね2,900万円ぐらいの今現在での支援の見積りという形で先方からはお聞きしております。

あくまで、これは概算ですのでその後の実施に当たっては上がったり下がったりということがあるかと思いますが、今現在ではおおむねその程度というふうにお聞きいたしております。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） ありがとうございます。抑えられるところは抑えてという先方の意向もあると思いますので、そこら辺は中身をしっかりと精査しながら進めていただきたいと思います。

たくさんあるので、あと聞きたいのは繰越明許で、衛生費の我元行の共同墓地の施設整備、これは測量に時間がかかったということですが、大体どこら辺なので、地形とかいろいろ、両方に山があったり傾斜がきつかったりというのがあって、地盤を手直し手直しで、いいところもあれば非常にここは大変だなと思うようなところがあるのですが、どの部分で時間がかかったかという説明は受けたと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 先ほど委員もおっしゃられましたとおり、かなりここは地盤も地形も複雑ということで、さらに言えば進入路等の通路もかなり狭いというのを含めて、そこらも、どの部分がというよりも全てにおいてそういう測量設計に時間がかかったというふうには聞いております。それで思ったよりなかなかこの設計が進まなかったということで、工事費に関する設計がまだ済んでいないということでまだ工事の発注にも至っていないので、恐らく年度いっぱいまではそれがかかるのではなかろうかというふうには聞いているところでございます。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） とはいえ、おおよそ予測はつくであろうような場所なので、今後の事業の進捗状況はしっかりと見ながら進めていただきたいと思います。

取りあえず以上です。

委員長（川本 円君） 答弁は。

委員（堀越賢二君） 大丈夫です。

委員長（川本 円君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 4ページの一冊下、電力等価格高騰対策支援事業に対してお聞きします。これはいろんな施設が入っていますけども、この支援の方法を今聞くと電気代の2分の1を支援するというふうに言われましたけど、これは該当する期間がいつからいつのことをいいますか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 期間については令和4年度ということで、この1年間で影響を及ぼすであろう金額をはじいた上での年2分の1というふうに今設計をいたしております。

委員長（川本 円君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） ということは、領収書とかいろいろ出しての来月になりますかね。できるだけ早い支援を求めたいと思います。ぜひお願いします。答弁をお願いします。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらにつきましては、この補正予算後、速やかに、これは施設ごとに計算をして支出することになっておりますので、これはもう年明け早々といえますか、早急にということで対処したいというふうに考えております。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

道法委員。

委員（道法知江君） ちょっと前後してしまうので今のところを継続で聞かせていただきたいと思うのですが、電力等価格高騰支援、それとその前の3ページにもありました燃油価格の高騰を併せてなのですけれども、これは価格の上昇ということで、冬場が特に、1年間のうちで1月が一番電気料金が高いですよ。そういうのも含むことを考えると総合経済対策というのは今後継続されていくのかなと思うのですが、その点についてお聞きさせてください。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 現状、国の支援策というのはまだそこまで詳しく示されておられません。こちらの市の独自支援につきましても今頂いている臨時交付金というものを活用してこういった支援は、公共施設は別として、こちらの支援策については臨時交付金を最大限活用してということと今取り組んでいるところでございますが、一応予算上は配分されている臨時交付金を既に使い切っているような状態でございますので、今後国の新たなそういった支援策が示されれば当然それに追随して新たな支援策というのをこちらも講じていくことになろうかと思えます。現状はそこまでまだ今のところ国のほうから具体的な方策というのは見えておりませんので、そこはしっかり注視しながら今後の施策については考えていきたいと思っております。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 特に、民生費、衛生費におけるところの施設等に関しては本当に注視していかないといけないのではないかなというふうに感じておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

続きましてなのですけれども、同じページになります4ページのマイナンバーカード、今現在の取得数、それと市としての目標数を教えてください。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、取得率でございますが、現在11月末までの取得率というのが今集計されておまして、それでいきますと竹原市については62.2%、これは県内平均の57.1%、全国平均が53.9%ということなので、かなり率としては上を行っているというような状況でございます。

目標でございますが、最終的には国の方針どおり100%というものを目指すものでござ

ざいますが、現実問題としては今年度中には約70%に行くようにということで今現在取組を進めているところでございます。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） これは地域の方に言われるのですが、高齢者とか役所に行かれない人に対する対応というのもしっかりしていただかないといけないなと思います。これは補正ではお伝えしませんが、よろしく願いいたします。

それと、5ページの一番上の出産・子育て応援給付金の給付事業のことについて、1,270万4,000円についてお伺いさせていただきたいと思います。これは、実施期間というのが令和5年1月となっております。金額が1,270万4,000円と提示されておりますけども、この内訳を教えてください。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、この内訳でございますが、令和4年4月以降に出産した子育て家庭、及び妊娠届を提出した妊婦ということになっておりまして、まず予定も含めまして年度内に出生をされる方77名、それからこれは予定も含めまして年度内に妊娠の届出をされる予定の方が約99名、前者の77人については10万円、後者の99人につきましては5万円という形で、合わせて1,270万4,000円というような形になっております。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 実施期間ということなのですが、令和4年度、年度内ということになるのですか。

財政課長（向井直毅君） そうです。

委員（道法知江君） では、年度内ということになりますと、例えば4月以降に事業を開始したその前に妊娠が分かったと、届出をしたけれども、流産されたり死産されたりといった場合にはどうなるのですか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、年度内の4月1日以降に出産された方は全て遡ってこれはお出しするということになると思います。その後の流産は、まずは一旦妊娠の届出をしていただいた時点で5万円は給付するので、申し訳ないです、その後それをお返しいただくのかそのままというふうになるのかというのは、申し訳ない、そこは私も制度をそこま

で詳しく調べていませんが、一旦妊娠の届出をされた時点で5万円をお渡ししますので、すみません、その後流産された場合はどうなるかというのはまた後ほど調べまして御報告させていただけないかと思います。すみません、よろしくお願いいたします。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） あわせて、多胎児とかそういったことも質問されると思いますので、回答いただければと思います。

これは実施期間が令和5年1月からになっておりますけど、からということはいつまでなのか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 今年度につきましては、この事業は1月から3月までという形になろうかと思います。4月以降につきましては、また新たに当初予算の中で予算措置をさせていただき予定となっております。これは今のところ来年度も続くというふうにお聞きしておりますので、この99名につきましても4月以降の出産ということになりますので、そちらの方は新年度の予算で5万円をお渡しすると。さらに、4月以降に妊娠が分かった方はその時点で、新年度予算で対応するというような形になろうかと思います。

委員（道法知江君） ありがとうございます。

委員長（川本 円君） 先ほどの流産、死産の場合の対応については、この後……。

財政課長（向井直毅君） 担当部署に今確認をしたいと思いますので……。

委員長（川本 円君） 確認をして今日中に答えをいただけますか。

では、後ほど回答いただけるようお願いいたします。

そのほかございませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 4ページの庁舎移転の事業に関わってまたお尋ねしたいのですが、先ほどの午前中の議論の中で、一定の商工会議所が所有されている所有権に関わるそれを市が買い取る分でいろいろお聞きし、こちらの意見も申し上げました。そこで、6年前にいろいろそこが、市の考え方と商工会議所のが難航しているということもこの記事から紹介したのですけれども。

現在、竹原市としては、午前中の分では協議中ということでしたけれども、私はどうもそこで腑に落ちないのが、買取りをしてその後いろいろお金の差が出てくる、そこに対して交渉事ですから移転費用等の支援金を出すということで、まず取得価格の分が前提にな

っているのです、交渉の仕方として。ですから、私は、午前中も聞きました。今回も改めてここで聞きたいのですが、竹原市が鑑定している評価、この合同ビルの商工会議所の持分の評価、これは幾らなのかをもう一回聞いておきたい。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 合同ビルの商工会議所分の区分所有権につきましては、現在協議の中で寄附をいただくという方向で協議を進めているところでございます。

以上です。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 失礼しました。寄附というのは、私は今確認をさせていただきました。寄附ということになれば前提は崩れるわけですね。ですから、この当時の分を言いました。繰り返しになるかも分かりませんが、市が評価してそれを買い取る、その買い取る分で商工会議所と竹原市の金額に違いがあった。だから、本来は、買い取った金額で合意すればそこでもう終わりといいますか、余分な支出は出せないということになります。それがそういう寄附ということになれば、創建さんのほうの建物価格の寄附というのがあるそれを前提にされているのでしょうかけれども、それだったら移転費用というその根拠、この分、そこはどういうふうに理解したらいいのですか。

これは、当初は買い取る前提で、合同庁舎ビル、商工会議所の区分所有を市が買い取る前提で、確かに差があったから移転費用を出すということがこの話の前提でした。しかし、経過の分で創建さんのほうの寄附、そこに商工会議所に入ってもらおうということが前提になっていますから、取得価格は、全然そこは評価をしないし、今協議中の中で寄附をもらうということになればあと移転費用を出す根拠といいますか、それは私がさっき言ったように、取得価格があってそれが足りないからそこを補うということが大前提の交渉になっていると思うのですが、これとは全然次元が違うような対応の仕方というふうに理解していいのでしょうか。

委員長（川本 円君） 総務部長。

総務企画部長（平田康宏君） 今回の3,000万円の補正の関係でございますが、委員のほうから過去の評価の話もございました。これまでの間、区分所有者である広島県、竹原商工会議所、竹原市で協議する中で、財政状況とか会議所の移転先というのは紆余曲折あったと思っております。長い期間、この問題は残っていたと思っております。今回の3,000万円の移転支援につきましては、委員がおっしゃるように寄附の話もございま

すし、会議所の中では複数の移転先を様々協議しながら現在の状況になっているということでございます。価格につきましても当然寄附が前提ということで、それはまた創建ホームの本社ビルを市のほうの活性化という思いと、我々としては会議所の移転先として会議所の中で決定されるのであればということで今回この寄附を受けたという前提もございません。

費用の面で確かに前提が変わってきたのではないかとおっしゃるかもしれませんが、我々としては庁舎移転を推進するために結果として現在の状況に落ち着いたと思っておりますし、より一日でも早く庁舎の移転が図れるように取り組んできておりますので、今の段階では寄附ということで先ほど資産活用担当課長も申しましたし、午前中も申し上げたとおりでございますので、その点は御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今度は副市長に確認だけしておきたい。

同じことになってもいけないのですけれども、6年前の、さっき中国新聞の分を紹介して、そこに当時の副市長が、先ほど言った商工会議所を市が買収する、所有権を買い取る、そこで差が出るから移転費用としての協力といいますか、支援金、そういった分の出し方しかできないということが前提の話になっていますよね。

ですから、本来、こういう前提が崩れたら、買収費用の分が寄附ということになるわけですからあとはその中の、商工会議所の内部の問題が確かにいろいろあるのでしょうけれども、内部の問題であって、こちらが出す根拠という自体が。出す根拠というのは、さっき言ったように、商工会議所の分の買収価格がある。しかし、その差があったからそこへ最大限支援しますよということの前提が崩れてしまうわけですよね。ですから、崩れてしまうということになれば市は出す根拠が、透明性なり正当性がどこにあるのかなというのをもう一回だけ確認しておきたいと。

委員長（川本 円君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 数年前の評価云々の話というのは、私は当時副市長ではありませんし、詳しくは承知していない部分がございますが、その部分というのは少し、その当時の話と現時点の話というのは全く変わっておりますので、そのところは別の形で考えていただきたいと。仮に、前回のようなときであっても商工会議所から3階部分を一定に評価した額で取得をするというのは、その当時であればそれであり得たと思えます。ただ

し、実際に外へ移転をされるということになれば、商工会議所が自分で移転先を用意されてそちらへ移転されるという場合であってもそこを造られる場合にどれだけの支援をするかというのは多分あると思います。あわせて、引っ越しされる場合も、そういう引っ越し費用というのは一定にその当時であっても支援する、それは、我々が合同ビルに入る、移転をさせていただくためには出ていっていただかないといけないという原因者のいわゆる責務的なことからそういう支援をする必要が現時点もそれはあるというふうに考えております。ただ、当時、そういう話にまで至ってないということだけだと思います。

ですから、今回につきましては、創建ホーム株式会社さんから市のほうへ寄附をいただく本社のところに一応入る前提として中の改修をされると。ただ、改修についても、我々とすれば、そうはいつでも会議所さんが入って後ほどずっと使われるという観点でいえば一定には会議所に少しは負担をいただくということも必要かなということで、その部分については2分の1ということ考えさせていただいて、プラス引っ越し費用というものも含めて算定をさせていただいたと。ただ、トータルとして、限度額としては3,000万円程度として考えさせていただきたいと、そういう話の中で、今の所有権の部分もその中に入るという考え方に近いのですが、その部分は寄附という取扱いで今回は整理をさせていただきたいということで、今もそういう商工会議所さんとは話を進めているということで御理解をいただきたいということでございます。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 意見がいろいろどうしても違うのですけれども、私が前に、午前中の分では創建さんから受ける寄附、建物の本社社屋や駐車場の寄附を受けることについての約束事なりいろんな条件なりをきちっと文書化して対応しなくちゃいけないということは前提と言っています。それと、今回の補正予算に限って3,000万円ということについても透明性を確保して、内容をきちっと市民が理解できるような、そういった支出の根拠が適正なのかどうかという面では、私はこの6年前の交渉の時点が、税金の使い方としてはそこを買収で買って足りない分といいますか、そこは透明性が要るのですけれども、今回要りますけれども、一定の支援をするということで、当時の副市長ですけれども、やっている。

ですから、税金をどう使うかということに関わっての鑑定評価の問題、不足分の問題、それをどう支援するかということの関連が出てくる。しかし、今回は、合同ビルの取得権が寄附ということを前提にされた場合だったら、あとは寄附で受けたその合同庁舎に、

そこに入る今度は商工会議所そのものの責任の分野であって、こちらからそういった中の公金を出す支出の根拠には私は極めて不適切、透明性といえますか、それとか税金を出す根拠という面が不透明ではないかというふうに指摘せざるを得ません。ですから、そういうことを強く指摘しておきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（川本 円君） 意見でございますよね、今のは。

委員（松本 進君） はい。

委員長（川本 円君） では、答弁は結構でございます。

そのほかございませんか。

ありませんね。

財政課長（向井直毅君） 先ほどの。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） すみません、先ほどの妊産婦の給付金の件でございます。

まず、死産ないし流産についてでございますが、まずは妊娠の届出をされたときには5万円の支給というのは当然でございます。その後、流産ないし死産が確認された際には、その時点で出産時の5万円は支給されない。ただし、妊娠届出時に支給された5万円はそのまま支給するというような仕組みとなっております。

また、出産時に双子とかそういった多胎出産の場合は、妊娠時の時点では5万円でございますが、出産については子供1人当たり5万円という考え方で、仮に双子であれば10万円。ですから、妊娠と合わせて15万円のトータル支給というような制度となっているということでございます。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 今のやり取りは間違いない御答弁だとは思いますが、多胎児のほう。多胎児のほう。

財政課長（向井直毅君） はい。

委員（道法知江君） 分かりました。私も調べてみます。

ごめんなさい、最後に申請の方法だけ。申請の方法。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、申請につきましては、出産届出時には当然母子手帳をお渡しするので、そのタイミングで申請をしていただく。そして、出産のときには当然出生

届を出していただきますので、そのタイミングが申請のタイミングというふうに御理解いただければと思います。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） それでは、ここで説明員の入替えを行います。

総務企画部は退室していただいて結構です。ありがとうございました。

あわせまして、5分ほど休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時40分 再開

委員長（川本 円君） では、休憩を閉じ会議を再開いたします。

続きまして、議案第71号令和4年度竹原市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

下水道課長。

言ってから手を挙げてください。下水道課長と言っていたら私が助かります。ごめんなさい。

下水道課長（藤本嗣正君） 分かりました。失礼しました。

それでは、議案第71号令和4年度竹原市下水道事業会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

補正予算書にて説明をさせていただきたいと思いますので、補正予算書の3ページをお開きください。

委員長（川本 円君） ちょっと待って。

どうぞ。

下水道課長（藤本嗣正君） 今回の補正は、人事院の給与改定に関する勧告を考慮した改定、及び人事異動に伴います人件費の過不足額を調整するほか、電力料金の高騰による動力費について調整をするものでございます。

まず、第2条の業務の予定量の補正といたしまして、管渠建設事業の2億3,596万9,000円から24万7,000円を増額し、2億3,621万6,000円に改めるものでございます。

続きまして、第3条において収益的収入及び支出の補正として、まず収入として、下水

道事業収益の中で営業収益を61万7,000円増額、並びに営業外収益を280万7,000円増額し、下水道事業収益を5億9,985万2,000円に、また支出として、下水道事業費用の中で営業費用を342万4,000円増額し、下水道事業費用を5億8,177万9,000円にするものでございます。

続きまして、第4条において資本的収入及び支出の補正といたしまして、支出における資本的支出の中で建設改良費を24万7,000円増額し、資本的支出を7億1,506万6,000円にするものでございます。

続きまして、第5条において、職員給与費について129万6,000円増額補正し、6,109万2,000円に増額するものでございます。

詳しい中身につきましては18ページ、予算基礎資料というのがありますので、そちらを開いていただければと思います。

具体的には、予算基礎資料にあります収益的収入及び支出において、支出の項目で営業費用内にありますポンプ場費及び処理場費、こちらの動力費をそれぞれ増額しております。また、管渠費及び総係費、19ページの資本的収入及び支出におけます管渠建設事業費の人件費に係る部分についてそれぞれ増額しているものでございます。

なお、6ページから8ページが補正予算の実施計画書、9ページにはキャッシュフロー計算書、12ページ、13ページが予定貸借対照表、16ページは予算基礎資料となっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で令和4年度竹原市下水道事業会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） よろしいですね。

ないようですので、次に参ります。

続きまして、議案第72号令和4年度竹原市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

水道課長（品部義朗君） それでは、議案第72号令和4年度竹原市水道事業会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

議案書については別冊となっております。議案の参考資料につきましては117ページ、議案説明書については29ページとなっております。

今回の補正予算の概要につきましては、燃料価格の高騰の影響による電力料金の高騰によりまして、水道施設における動力費について追加補正するものでございます。

それでは、別冊の補正予算書により説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算の3ページをお願いいたします。

こちらの第2条につきまして、令和4年度竹原市水道事業会計当初予算の第3条に定めました収益的収入及び支出のうち、支出における水道事業費を1,800万円増額する内容となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

こちらが補正予算の実施計画書でございます。

収益的収入及び支出のうち、支出につきまして水道事業費を1,800万円計上し、その内訳としまして営業費用を1,800万円増額しております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

9ページにつきましてはキャッシュフローの計算書、10ページから13ページにかけては貸借対照表となっております。キャッシュフローの計算書及び貸借対照表につきましては、令和3年度の決算に基づき令和4年度末の見込み予定額を算出しております。

最後に、14ページをお願いいたします。

予算基礎資料となります。

原水及び浄水費の動力分について1,800万円増額をしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ないようですので、それではここで委員による質疑を一旦保留とし、暫時休憩いたします。

説明員は退出願います。

午後1時46分 休憩

午後1時47分 再開

委員長（川本 円君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で、会議規則第117条の規定に基づき、委員外議員の出席要求、または発言の申出のある方はございませんか。

なし。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） なしと認めます。

これから付託議案に関しまして委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など、意見のある方は挙手にてお願いいたします。

ここで、まずこれまでの質疑、答弁が十分な審査であったかどうか、さらに追加で提出を希望される資料はないか、ここら辺を話していただければ、あればお願いします。なければ、先ほど言いましたように、方向性であるとか意見があればこの場で話をしていただければと思います。

ちょっと待ってください、松本さん。期の若い方からあれば。

ないですか。よろしいですか。

では、松本委員。

委員（松本 進君） 創建さんからの議案の分で、寄附行為があった分で、土地、建物の分、それに関わる、通常でしたらその協議した内容といたしますか、こういう約束事、さっき私が言ったのですけども、あれが本来は公文書なりそれをしておかないといけない、そういう大切なものだと思うのですけども、聞けばいろんなものが、駐車場の分が追加で出てくるとかというような見方になるので、当時そういう受納に当たっての、創建さんからの社屋や駐車場の受納に当たってのいろんな協議なり約束事というのですか、これに商工会議所も入るといふような言い方もされましたけれども、そういった3者が話し合った条件なり協議事項なり、その分を文書化したものをぜひ資料として提出していただきたいというふうにお願いしたい。

委員長（川本 円君） 今日の話の中では、協議をしていく段階においてそういった公文書的なものは残していないという話ですよ、言われたのが。私が言ったわけではないで

すよ。理事者が言ったのは、残していないと。そして、恐らく、私が間違っていたらごめんなさい、議会を通さずにそうやって先行して物事を決めるのは議会軽視にも当たるからまずは議会にお伺いを立てて、その後ちゃんとした文書を作っていくというふうに私は聞き取ったと思うのですけれども。だから、文書等は残してないけど、多分議事録的には残っているはずですよ、そういう話が持たれたというのは。これは推測ですけど。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 僕も今、委員長が言われたのと同じ考えですし、その議事録のことよりもせつかくここで委員会をやっているのですから、ここで聞いたことが議事録で残りますから、ここで聞いたことを残せばいいのではないですか。その点で聞き漏らしたことがあるのだったらもう一回聞けばいいし、ある程度のことは出てきたと思います。あちらで議事録があるのかも分かりませんし、公文書としては残らないと思いますよ、まだ決まってないのですから、議員が決めることですから。ですから、ぜひ今日の議事録を残すような質問をされたらいいと思います。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 誤解があったらいけないのですけども、議決に関わる決定事項は、それは議員の了解というか、そうなりますけれども、協議事項そのもの全てが議決事項ではないわけですよ。

委員長（川本 円君） そのとおり。

委員（松本 進君） ですから、私が言ったのは、今日の話聞いていても、創建さんが社屋と駐車場を寄附しますよと、そういうときに私が最初に聞いたのは、そこに条件とかいろんな約束事はありませんかと言ったら、一つは寄附した社屋は、駐車場は商工会議所に使ってもらえるのですよということを最初に言われて、あとはこっちの次の議案になってくると今度は創建さん本社の駐車場の件が出てきて、途中話を聞いていったら、最初の協議のときに、寄附を受けたときにここに移転するからそのさういった話もありましたよというのがひょこっと出てきたりというのがあから、本来はそういう協議の中で話されていることが全部議会決議に入るわけではないかもしれないけど、たまたま今回駐車場の件は議決の分に入る分がありましたけれども、本来はそういったいろんな約束事なり協議事項は文書化して、委員会なら委員会に、担当委員会に説明があつて、こういうことをしたいのだよと、こういう協議をしているよというような分が、本来は説明責任をしていくのが筋ではないかなというのを私は思って資料を出してもらいたいということを言ってい

るわけで。

委員（大川弘雄君） 事前情報のことだ。

委員長（川本 円君） だから、松本委員がおっしゃるのは、協議する前段階で、委員会等でそういった協議をしていく中で、こういう話が出ましたよというのがあってもしかりだろということですよ。

委員（松本 進君） そういうことだね。

委員長（川本 円君） そういうことを言いたかった。

委員（松本 進君） 確認がぱっとできるような。

委員長（川本 円君） それはそう思います。

委員（大川弘雄君） そう思います。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） そういうことを審議の中できちっと求めていかないといけなかったのではないですか。

副委員長（山元経徳君） そういうことです。

委員（道法知江君） 審議中にそういう要件を出して、最後。もう終わっていますよ。

副委員長（山元経徳君） そうです、終わっている。そのとおり。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 移転に関しては議会が承認する部分と、会議所自体の中にも総会があり、その前段には常議員会という毎月1回の会議の中でいろんな進捗状況があり、移転問題については進んでいく話が出ています。その会議の中においても、では、どこを新しい商工会議所にするのかという検討部会も1年間会議休会をかけて、いろんな取りまとめた報告書というものを総会において提出されました。ただ、この移転に関しては生き物だなというか、常に状況によって微妙に振り幅を持ちながら前に進んできた案件だと思うのです。

さっきの委員会の中でも出た当初のエンジニアリングレポートの金額と会議所自体が持っている簿価の金額に物すごく乖離があって、そこでも紛糾したのです。それはどうなっているのだということで、そういう常議員の中で、前段のときの庁舎移転に関するプロジェクトチームの中においてもいろんな意見が出たのです。そのところで少し話が止まったり、災害があって少し話が止まったりというのがありながらも、ここの耐震問題とかを考えると合庁に移転するというのをとにかくスケジュールに乗せていかなくちゃいけない

という何かぎりぎりのせめぎ合いのところでは決まったところがあつて。もちろん、会議の中においては会議録があるので、その中にはどういったような会議といったようなものを議事録としてもらった部分もありますし、それは会議所内で共有するものですが、会員の中で。

そういうのもある中で、いろんな最善策を取りながら進んでいるというのは理解をしてもらいたいなという、私は会議所の一員としてそう思いますし、ただそうはいっても何かいろんな後出し感が否めないところもあるのでその部分は会議の中でもう少し詰めながら、仮移転の費用にしても日にちが決まっていなかったもので、いついつまでという約束事は決まっていなかったもので、早めに移転してもらうには移転費用というか、そういう分散型の仮移転みたいになつたりとかという話もあつたりで。ただ、一点を責めるよりはどうスケジュールに乗せて移転をスムーズに進めていくかということがすごく大事ななと思ひながら、そのためにはいろいろ承服していかなくちゃいけない部分もあるのかなというふうには思います。委員間討議なのでその話をさせていただきました。

以上です。

委員長（川本 円君） ほかにございませんか。

よろしいでしょうか。

皆さんも御存じのとおり、庁舎移転問題については特別委員会を設けずにですね、今現時点ではこの総務文教委員会でやろうという話の流れでございますので、小さいことまで言うところがないのかもしれませんが、情報提供は常に細かく上げていただけるように私のほうからも理事者をお願いしておきますので、今後こういうことのないように、そんなの聞いていないよとか遅いよって言われたいような委員会に進めていきたいと思ひますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

そのほかございませんよね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時00分 再開

委員長（川本 円君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について議案番号順に順次討論，採決に入りたいと思います。

まず，議案第52号行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更について，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） なし。

これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構でございます。

起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

続きまして，議案第53号広島県市町総合事務組合規約の変更について，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は，議案第53号に反対をします。

委員長（川本 円君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構です。

起立多数であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

続きまして，議案第54号財産の無償貸付けについて，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は，議案第54号に反対をします。

委員長（川本 円君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構です。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第55号財産の無償貸付けについて、これより討論に入ります。

討論はありますか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第55号に反対をします。

委員長（川本 円君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 起立多数であります。結構です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第57号竹原市個人情報の保護に関する法律施行条例案について、これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構です。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第58号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構です。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第59号竹原市職員の降給に関する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構です。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第60号竹原市職員の高齢者部分休業に関する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構です。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第61号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第62号に反対をいたします。

委員長（川本 円君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構です。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第63号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第63号に反対をします。

委員長（川本 円君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構です。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第67号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第68号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構です。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号令和4年度竹原市一般会計補正予算（第6号）について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構です。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第71号令和4年度竹原市下水道事業会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構です。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第72号令和4年度竹原市水道事業会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構です。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

説明員の方は退室願います。

午後2時09分 休憩

午後2時15分 再開

委員長（川本 円君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

陳受第4-22号竹原市立学校適正配置計画（案）について議題といたします。

本陳情について、これは初日に本会議場で説明を受けておりますので、ここでまたその内容等についての説明は省略させていただきます。

本陳情について御意見がありましたら御発言を願います。

ちょっと待ってください。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 非常に大事な問題であります。そうはいえども、竹原市立学校適正配置計画（案）、この計画については進めていくべきところは進めていって子供たちの学びの環境をしっかりと整備していくというのは非常に大事なことだと思います。

この計画の中には北部と大乘小学校というところが出ており、長いスパンで見れば最終的には竹原学園というようなところがあります。今回の陳情に出されているところは、仁賀小学校を存続してほしい、それはどうしてか、理由と経緯等の説明を受けました。皆さんの、この地域の人、そこに通わず保護者、それに関連した人たちの思いというのはよく分かりますし、非常に重く受け止めていかなければいけないものだと思いますが、このことについて市民の多くの皆さんからパブリックコメントが提出されていて、11月24日の教育委員会会議において教育委員会さんの中では共有をされていたと思いますが、これは非公開な部分で、傍聴ができなかったのです。

パブコメについての内容がまだ分からない中でこの問題を考えていくときには、議員の独りよがりの考えではなくて、市民の皆さんの声とかそういうものも含めてもう少し検討していく必要があると思うので、今回出されたことはしっかりと受け止めながらも決を急ぐことではなくて、継続審査という形でしっかり検討していく必要があるのかなというふうに思います。

以上です。

委員長（川本 円君） そのほかございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 重複するかもしれないのですが、11月の中頃までにパブリックコメントを出しなさいということでホームページのほうでは盛んにアップされていたけども、それ以後の先ほど言われていた教育委員会会議、24日の日のところでは非公開でもあったし、そのパブコメの結果というのはまだ私たちも分かってない。しかし、

恐らく100名ぐらいの方たちがパブコメに対して御意見を出しているということは事実でもありますので、そういった内容も含めて委員会で共有させていただければありがたいなというふうに思っ、報告があつてしかりだと思ひますし。

また一方では、今回の陳情書に対してどう取り扱ふかということであると思ひますけれども、一方で適正化というのは竹原市のいろいろなコストのことを考へた上での計画ではあるけれども、また一方では通常の学級が抱へている問題というのも非常に多くあつたりして、この間新聞に載つていましたけど、インクルーシブな教育の在り方というのもしかり日本は検討しないといけないということも課題が出てきたりしてありますし、こういった問題も含めてもう一度竹原市総務文教委員会の中でもいろいろ議論をさせていただかないといけない課題ではないかなと思ひます。拙速に結論を出すのではなくしかり慎重審議をしていくべきなので、継続審査が必要ではないかなと。所管の事務もありますので、1月に入つてすぐにでもこういった問題を取り上げて我が委員会としても調査していくべきではないかなというふうに思ひます。

さっきのインクルーシブなことなのですが、通常学級の子供と特別支援学級の子供に隔たりがあるということで日本の現状がすごく問題視されていて、国連のほうでは障害者権利委員会が、障害のある子供に対して分離した特別支援というものの在り方をやめるように日本の政府にも勧告をしているという状況があつたりしますので、少人数学級、特別のことも含めて勉強して研究して調査するべきではないかと思ひますので、継続審査をお願いしたいなというふうに思ひます。

委員長（川本 円君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 私も、前の2人と同感です。

以上。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私は、こういった陳情の内容を読みました。それで、仁賀小学校の存続を強く求めておられるということで、請願書とはちょっと性格が違ふのですが、一番いいのは、私の希望としては陳情書の内容といいですか、できれば今度継続審議をして、陳情者の地域住民の方なりに来ていただいているいろいろな意見を聞かせてもらうという、そういった慎重審議をさせていただきたいなというふうに思ひます。

委員長（川本 円君） そのほかございませんか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 所管事務調査のことに関してなのですが、こういう学校施設がある、そこに通わす子供たちがいて、保護者の方とか御家族の方、その地域というふうになると、所管事務調査の在り方を少し委員長の方で。現場を見に行っても、学校を見ても何もそこには答えがないので、先ほどから話が出ているパブコメも含め、現地調査という形があるのなら。そこは地域の人たちの声だけ聞いてもいけないと思うのです。竹原市のいろんな人、地域の声があるのでそこら辺はデリケートな問題ではあるのですが、正副委員長において方法についてはベストな方法を御検討いただいたらと思います。

以上です。

委員長（川本 円君） そのほかございませんか。

私のほうからいいですか。

実際、この適正化、仁賀の方からも保護者の方々にお話しいただいたことがございまして、ぜひとも残していきたいという強い思いを聞かさせていただいたのですが、いろんな形を取れば切りがないのかもしれませんが、今回出ているのは仁賀だけなのです。でも、適正配置についていえば、仁賀だけではなくて大乘もある、東野もある、荘野もあるということで、ごく一部の声だけを拾って議論していくにはちょっと弱いような気がしますので、さっき堀越委員も言われたように、パブリックコメントも含めて、もう少し教育委員会からの情報、もしくは地域からの情報を吸収した上で、同じテーブルの上で議論していく、方向性を見いだしていくという方法を取っていくべきだと思っております。

今現時点ではっきりしていることは、あくまでも懇話会が今回、北部地区と大乘もそうですけど、統廃合で賀茂川学園並びに竹原に来て、のほうがいいのではないかとことしかまだ出てないのです。ましてや、地域説明会もまだ行っていない段階でございまして、先ほどからの意見を聞きますと、この時点で、では陳情書を採択するかどうかという判断にはまだ全然至らないと私自身思っております。

先ほど来言ったように、なるべくアンテナを張り巡らせて、理事者側も提供できる情報は上げていただくという形を取って、継続審査の中で、今回の竹原市学校適正配置、並びに陳情でいただいた仁賀小学校の取扱いについて今後継続審査でしっかりもんでいくというような方向性を出したいと私個人的にもそう思っております。よろしく願いいたします。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 1点確認で、いろんな方向性が出ているのは、懇話会からの答申を受けて一度教育委員会はまとまったものが出ていると思うので、適正配置計画は。だから、懇話会のほうでなくて竹原市の教育委員会が案を一応今現時点で練ってつくっているというふうに認識をしております。

委員長（川本 円君） ごめんなさい、失礼いたしました。

委員（堀越賢二君） そういう意味合いだったと思いますが。

委員長（川本 円君） そうです。すみません、申し訳ない。

委員（堀越賢二君） すみません、失礼します。

委員長（川本 円君） 言葉足らずで申し訳ございません。

それでは、現時点において皆様に御相談と、採決までは行っておりませんが、この件について、陳情については今後閉会中審査の中に含まれる竹原市立学校適正配置計画についての中に文章として織り込んでいくという確認で、今後も常任委員会を開いて進めていくということにしたいと思いますが、そのことについて皆さん御意見はどうでしょうか。ございませんか。

継続審査の中でこの陳情を取り扱うということに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員長（川本 円君） 結構でございます。

全員でございますので、そのように取り計らわせていただきます。

ですから、文章を訂正して改めて議長のほうに閉会中の取扱いの審査については出させていただきますので、よろしくをお願いします。

以上で本委員会へ付託された議案また陳受については終わりました。

また、今回ほかに御意見等はございませんか。

ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承いただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

副委員長（山元経穂君） その他は。継続審査の申出。

委員長（川本 円君） その他事項に移ります。

閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。先ほど言ったことでございます。その他委員のほうで継続審査、調査について御意見等はございませんか。

副委員長。

副委員長（山元経穂君） 前回も、このメンバーになって1回目の委員会でも申し上げたのですが、第2期地方創生の今の現段階での進展具合について一遍、所管で聞きたいと思えます。

委員長（川本 円君） ごめんなさい、聞いてなかった。

もう一回お願いします、すみません。

副委員長（山元経穂君） 第2期地方創生の進展具合、今の現段階での、そろそろ折り返しぐらいになるのではないかなと思って、聞きたいと思えます。所管事務等で、また都合のいいときをお願いしたいと思えます。

委員長（川本 円君） 今、副委員長から申出がございましたが、これにつきまして皆さんのほうで御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） よろしいですか。

では、議長に申し出ることに對して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日予定しておりました協議事項は終了いたしました。大変失礼いたしました。

その他、委員のほうから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ほかにないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会い

たします。

お疲れさまでした。大変失礼いたしました。申し訳ございません。

午後2時30分 閉会